

## 習志野市パートナーシップ・ファミリーシップ制度(案)の考え方

### (目的)

この制度は、誰もが大切なパートナーや家族と共に暮らすことのできるまちの実現に資することを目的としています。

具体的には、2人の者がパートナーシップ関係にあることを市に宣言し、市はこの宣言に対し、2人が対象者の要件を満たしていることを確認の上、宣言書受領証明書等を交付するものです。

本制度に法的効力はありませんが、市としては、制度の導入により、多様な生き方が尊重されるまちづくりを具現化したいと考えています。

### (定義)

#### ・パートナーシップ

同居し、共同生活において互いを人生のパートナー又は家族とし、対等な立場で、相互に責任を持って協力すると約束した2人の者の関係をいいます。

#### ・ファミリーシップ

パートナーシップ関係にある一方又は双方の18歳未満の子を含む関係をいいます。

### (宣言を行うことができる者)

- ・成年であること
- ・市内在住又は市内への転入を予定していること
- ・配偶者がいないこと、当事者以外の者とのパートナーシップ関係にないこと
- ・近親者でないこと(養子縁組を解消した場合は可能)

### (必要書類)

宣言する際は、市が指定した書類に必要事項を記入の上、提出していただきます。なお、本人確認及び要件を満たしていることの確認のため、以下の書類の提出が必要となります。

- ・住民票の写し等、現住所を確認できるもの
- ・戸籍謄本等、独身であることがわかるもの
- ・本人確認書類 ほか

### (交付する書類)

- ・宣言書受領証明書
- ・宣言書受領証明書(希望する方のみ)

### (その他)

- ・通称名を使用することができます。
- ・パートナーシップが解消された場合などは、宣言書受領証明書を返還いただきます。
- ・市は、本制度の趣旨について適切な理解と対応が行われるよう、市民や事業所への周知啓発に努めます。

(手続きのイメージ)

①宣言前

- ・対象者の要件について確認し、必要書類を用意します。
- ・市にご連絡いただき、宣言書の提出日について調整します。



②宣言日当日

- ・必要書類を持参の上、市へお越しください。
- ・宣言書をご記入いただき、本人確認をさせていただきます。



③宣言書受領証明書等の交付

- ・交付書類が用意できましたらご連絡いたしますので、後日、市へお越しください。

(宣言書受領証明書(イメージ))

表

第●●号  
●年●月●日

宣言書受領証明書

●● ●● 様                      ●● ●● 様

習志野市パートナーシップ・ファミリーシップの宣言に関する要綱の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣言書を受領したことを証明します。

宣言日    ●年●月●日

習志野市長

裏

**宣言書受領証明カードの提示を受けられた方へ**

このカードは、互いをその人生のパートナーとし、家族として暮らしていくと宣言されたことを習志野市が証するものです。法律上の効果が生じるものではありませんが、お互いが家族と同等の価値を共有し、生きていくことを宣言された証です。提示を受けられた方は、この宣言を十分にご理解いただきますようお願いいたします。また、この制度を利用していることについて本人の同意なく口外しないようお願いいたします。

通称名		
戸籍上の氏名		

子の氏名    ●● ●●    ●● ●●    ●● ●●    ●● ●●